

田辺市暮らしの便利帳協働発行业事者選定実施要領

令和 5 年 5 月

田辺市企画部企画広報課

1. 趣旨

この実施要領は、田辺市暮らしの便利帳の企画検討、デザイン制作、原稿作成、印刷製本等、納品まで一連の業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、最も適切な創造力、技術力、経験、実績等を有する協働発行业事者（以下「事業者」という。）を特定することを目的とし、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

（1）業務名

田辺市暮らしの便利帳（令和 6 年度発行分）協働発行业務

（2）業務内容

「田辺市暮らしの便利帳協働発行业務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。ただし、協定を締結する時点において、事業者の提案内容により一部を変更する場合がある。

（3）発行時期

令和 6 年 4 月（予定）

3. プロポーザル参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限である令和 5 年 5 月 26 日（金）現在において以下の要件を満たす者とする。

- （1）令和 5・6 年度田辺市物品入札参加者等登録名簿に登録があること。又は令和 5・6 年度田辺市物品入札参加者等登録名簿に登録をしていない者については、参加表明書の提出と合わせて次の書類を提出すること。加えて、事業者となった者は、本年 8 月に実施する令和 5・6 年度物品入札参加者等登録申請手続を行うこと。

- ・参加確認申請書（様式 1）
- ・納税証明書（田辺市税完納証明書）※【市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する者のみ】
備考欄に「ただし、徴収猶予中のものを除く」旨の文言があるものも可とする。
- ・納税証明書（国税）（税務署で発行）※
- ・印鑑証明書※
- ・登記簿謄本（法人の場合）※

・身分証明書一本籍地の市町村役場で発行（個人の場合）※

※申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限る。写し可。

- (2) 田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (5) 事業者、事業者の役員又は従業員（以下「事業者関係者」という。）が過去から現在にかけて、暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員）と密接な関係を有している者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (6) 過去3年間に於いて、本事業と同等の契約実績があり、かつ、誠実に履行していること

4. 実施スケジュール

・公募開始	令和5年5月8日（月）
・質問受付期限	令和5年5月15日（月）
・質問への回答	令和5年5月19日（金）
・参加表明書受付締切	令和5年5月26日（金）
・参加資格確認結果通知	令和5年6月2日（金）
・提案書等提出期限	令和5年6月9日（金）
・提案審査会	令和5年6月15日（木）
・協定書締結予定時期	令和5年7月上旬頃

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

5. 質問

本プロポーザルに関し質問事項がある場合は、質問書（様式2）を下記により提出すること。

なお、質問事項の内容は、提案書等の作成に関するものに限り、評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は一切受け付けない。

(1) 提出方法

電子メール（kikaku@city.tanabe.lg.jp）※送信後、電話による受信確認を行うこと。受信確認は、上記受付期限までの平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午

後 1 時までを除く。) とする。

(2) 質問受付期限

令和 5 年 5 月 15 日 (月) 午後 5 時 (必着)

(3) 回答

質問に対する回答は、令和 5 年 5 月 19 日 (金) 午後 5 時までに、質問者名を伏せて、質問内容と回答を田辺市企画広報課ホームページ (<http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/>) でまとめて公表する。

6. 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は参加表明書の提出を行わなければならない。なお、期限までに参加表明書の提出がない者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) プロポーザル参加表明書 (様式 3)

(2) 提出期限等

ア 提出期限 令和 5 年 5 月 26 日 (金) 必着

イ 提出方法 郵送 (必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法)

ウ 提出先 〒646-8545 田辺市新屋敷町 1 番地 田辺市役所 企画広報課

(3) 参加資格確認結果通知

参加申込の結果については、令和 5 年 6 月 2 日 (金) までに通知する。

7. 提案書等提出

本プロポーザルに応募する場合、次により提案書等を提出すること。なお、期限までに提案書等の提出がない場合は、指名を辞退したものとみなす。

(1) 提出書類

ア. 提案書 (任意様式)

イ. 実務実績調書 (任意様式)

ウ. 会社概要書 (様式 4)

※電子データ (PDF 形式) も提出すること

(2) 提出部数

10 部

(3) 提出期限等

ア 提出期限 令和 5 年 6 月 9 日 (金) 必着

イ 提出方法 郵送 (必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法)

ウ 提出先 参加表明書の提出先と同じ

8. 提案審査会

(1) 実施日時

令和 5 年 6 月 15 日（木）

時間については、企画提案書の提出後に、提案者に連絡する。

（２）実施場所

田辺市役所庁舎内

（３）出席者

１社３名以内

（４）実施時間

１社 60 分以内とする（プレゼンテーション 40 分以内、質問 20 分以内。セッティング・撤去に係る時間を含む）。

（５）貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

９．評価方法及び評価基準

提案書等及びプレゼンテーションに基づき、選考委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、最も高い評価となった者を第 1 候補者、次点の者を第 2 候補者とする。

配点は、以下のとおり（合計 100 点）とする。

No.	審査項目	審査内容	配点
1	企画内容	目的の市政情報は調べやすいか（掲載位置が適当かなど）	20
		企画情報等は、便利帳に付加価値を与え市民にとって魅力あるものであるか	5
		広告の掲載位置等は妥当か	5
2	編集・発行	無理のない工程が組まれているか	10
		図版・表・絵文字・写真等の表現は、効果的に使われているか	10
3	体制・実績	配布方法の体制は確立されているか	10
		同様業務の実績は豊富か	10
		広告主募集方法の体制は確立されているか	10
		トラブルへの対処方法は確立されているか	10
4	実現性・独自提案	十分な事業実現性が確保されているか	5
		田辺市にとって有意義な事業に対する独自提案はされているか	5
合計			100

※合計点数が最も高い者が複数いた場合には、「企画内容」の項目の評価点が高い者を優先交渉権者として選考する。

10. 評価結果の通知

優先交渉権者を特定した場合、優先交渉権者には、採用通知書、それ以外の者には不採用通知を送付する。なお、評価結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

11. 協定の締結

(1) 事業者の決定

選定された第 1 候補者と仕様等詳細について確認の上、事業者として決定する。ただし、第 1 候補者との協議が整わない場合は、第 2 候補者と協議を行った上で事業者を決定することができる。

(2) 協定の締結

上記 (1) で決定した事業者は、協定に必要な書類を整え、速やかに手続きを進めるものとする。

12. 失格事項

- (1) 提案書等の提出期限に遅延した場合
- (2) 本要領を遵守しない場合
- (3) 提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案審査会を欠席した場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

13. 留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案書等は、返却しない。
- (3) 提案書等の提出後の内容変更は認めない。
- (4) 優先交渉権者の特定をもって協定締結が確定するわけではなく、両者の協議により仕様及び協定内容を確定することとし、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (5) 提案書等は、本プロポーザルに関し必要な範囲において複製することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、田辺市情報公開条例に基づき、提案書等を公開することがある。
- (7) 審査結果については、本プロポーザルへの参加者数と、事業者については、商号又は名称、採点結果を公開することがある。
- (8) 参加者は、候補者選定後、本プロポーザルに係る実施要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

14. 事務担当課

田辺市 企画部 企画広報課 広報広報係（担当：赤田、古久保）

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

TEL：0739-26-9963 FAX：0739-22-5310 E-mail：kikaku@city.tanabe.lg.jp